附則第八条の二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第七項及び第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の十七・一」を「百分の三十四・三」に改め、同条第十三項中「百分の十七・一」を「百分の三十四・三」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

附則第八条の五中「第七十二条の二十四の七第五項の」を「第七十二条の二十四の七第六項の」に、「第七十二条の二十四の七第五項に」を「第七十二条の二十四の七第六項に」に、「第七十二条の二十四の七第五項第一号」を「第七十二条の二十四の七第六項第一号」に改める。

附則第八条の六第一項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第九条第一項及び第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第七十二条の十二第一号ロ」を「第七十二条の十二第二号」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十項中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「第七十二条の十二第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第十四項中「第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に、「平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十二項とする。

附則第九条の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の十」を「百分の二十」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

附則第九条の四第二項中「係る延滞税」の下に「、利子税」を、「される延滞税及び」の下に「利子税並びに」を加え、「本条」を「この条」に改める。

附則第九条の九第一項中「譲渡割に係る延滞税」及び「並びに消費税に係る延滞税」の下に「、利子税」を、「の延滞税」の下に「及び利子税」を加え、「本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同条第三項中「これ」を「、これ」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第百九条の六第二項第一号」を「第百九条の十五第二項第一号」に、「第百九条の八」を「第百九条の十七」に、「第百九条の六第一項」を「第百九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十一条の二第一項、第十一条の四第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第十一条の五第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二から第十二条の二の五までを次のように改める。

（ゴルフ場利用税の非課税）

第十二条の二　道府県は、当分の間、スポーツ基本法第二条第六項に規定する国際競技大会（同法第二十七条第一項の規定による措置その他の我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたものに限る。）のゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用に対しては、第七十五条の規定にかかわらず、ゴルフ場利用税を課することができない。

第十二条の二の二から第十二条の二の五まで　削除

附則第十二条の二の七第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第五号中「又は装置」を削り、同条第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の十第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで」を「令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで」に改める。

附則第十二条の二の十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十一年十一月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十一年十月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十一年十一月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。